

(仮称)那珂川市総合運動公園整備運営事業
要求水準書 新旧対照表

No	本編	添付資料	閲覧資料	頁	第1章	第1節	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目等	修正前	修正後												
1	○			10	第1章	第5節	12						表 3 本施設の各工事期の対象範囲	<table><tr><td>1 期工事（必須）</td><td>多目的広場（メイン広場、サブ広場、陸上トラック）、第 1 駐車場、第 1 駐輪場</td></tr><tr><td>1 期工事（任意）※</td><td>地下式調整池、遊具施設ゾーン、弓道場、多目的広場（観客席）</td></tr><tr><td>2 期工事</td><td>庭球場、フレキシブルコート、クラブハウス、レクリエーション公園の内遊具施設ゾーン以外の施設</td></tr></table> ※2 期工事での整備も可能であるが、できるだけ多くの施設を 1 期工事で整備する提案を期待する。	1 期工事（必須）	多目的広場（メイン広場、サブ広場、陸上トラック）、第 1 駐車場、第 1 駐輪場	1 期工事（任意）※	地下式調整池、遊具施設ゾーン、弓道場、多目的広場（観客席）	2 期工事	庭球場、フレキシブルコート、クラブハウス、レクリエーション公園の内遊具施設ゾーン以外の施設	<table><tr><td>1 期工事（必須）</td><td>多目的広場（メイン広場、サブ広場、陸上トラック）、第 1 駐車場、第 1 駐輪場</td></tr><tr><td>1 期工事（任意）※2</td><td>地下式調整池、遊具施設ゾーン、弓道場、多目的広場（観客席）</td></tr><tr><td>2 期工事※3</td><td>庭球場、フレキシブルコート、クラブハウス、レクリエーション公園の内遊具施設ゾーン以外の施設</td></tr></table> ※2：2 期工事での整備も可能であるが、できるだけ多くの施設を 1 期工事で整備する提案を期待する。 ※3：一部の施設を 1 期工事で整備する計画も可能とする。	1 期工事（必須）	多目的広場（メイン広場、サブ広場、陸上トラック）、第 1 駐車場、第 1 駐輪場	1 期工事（任意）※2	地下式調整池、遊具施設ゾーン、弓道場、多目的広場（観客席）	2 期工事※3	庭球場、フレキシブルコート、クラブハウス、レクリエーション公園の内遊具施設ゾーン以外の施設
1 期工事（必須）	多目的広場（メイン広場、サブ広場、陸上トラック）、第 1 駐車場、第 1 駐輪場																										
1 期工事（任意）※	地下式調整池、遊具施設ゾーン、弓道場、多目的広場（観客席）																										
2 期工事	庭球場、フレキシブルコート、クラブハウス、レクリエーション公園の内遊具施設ゾーン以外の施設																										
1 期工事（必須）	多目的広場（メイン広場、サブ広場、陸上トラック）、第 1 駐車場、第 1 駐輪場																										
1 期工事（任意）※2	地下式調整池、遊具施設ゾーン、弓道場、多目的広場（観客席）																										
2 期工事※3	庭球場、フレキシブルコート、クラブハウス、レクリエーション公園の内遊具施設ゾーン以外の施設																										
2	○			37	第2章	第3節	8	(1)					敷地造成	オ 仮置きを受入土について、水路への流出や砂埃等による周辺住宅地への影響が無いよう当事業にて管理すること。	オ 仮置きを受入土について、水路への流出や砂埃等による周辺住宅地への影響が無いよう当事業にて管理すること。 <u>また、事業期間中における事業用地内の草刈りは事業者にて行うこと。各費用については事業者にて負担することとする。草刈り範囲については受入土仮置き場周辺や住宅地横、既存弓道場周辺等を対象とし、本市と協議のうえ決定すること。</u>												
3	○			40	第2章	第4節	1	(3)	イ				イ 車両動線	—	<u>(d)市道総合運動公園線には退避所がないことから、営業時間外の誤進入車両が公園内のロータリーを活用して、安全に戻ることが可能となる計画とすること。</u>												
4	○			41	第2章	第4節	2	(1)	ア				(イ)メイン広場	(e) LED夜間照明を整備し、サッカーコートの競技区分Ⅲ(レクリエーションレベル)の照度とすること。ただし、周辺住宅へ光が漏れることを極力低減させる灯具(遮光板の設置等)を選定すること。 <u>なお、管理事務室により集中管理できるようにすること。</u>	(e) LED夜間照明を整備し、サッカーコートの競技区分Ⅲ(レクリエーションレベル)の照度とすること。ただし、周辺住宅へ光が漏れることを極力低減させる灯具(遮光板の設置等)を選定すること。 <u>なお、照度以外の基準(グレア値、均斉度等)については、ナイター競技に支障の無い照明を計画すること。また、照明は、管理事務室により集中管理できるようにすること。</u>												
5	○			41	第2章	第4節	2	(1)	ア				(ウ)サブ広場	(f) LED夜間照明を整備し、ソフトボールの競技区分Ⅲ(レクリエーションレベル)の照度とすること。ただし、周辺住宅へ光が漏れることを極力低減させる灯具(遮光板の設置等)を選定すること。 <u>なお、管理事務室により集中管理できるようにすること。</u>	(f) LED夜間照明を整備し、ソフトボールの競技区分Ⅲ(レクリエーションレベル)の照度とすること。ただし、周辺住宅へ光が漏れることを極力低減させる灯具(遮光板の設置等)を選定すること。 <u>なお、照度以外の基準(グレア値、均斉度等)については、ナイター競技に支障の無い照明を計画すること。また、照明は、管理事務室により集中管理できるようにすること。</u>												
6	○			42	第2章	第4節	2	(1)	ア				(オ)観客席	(a) メイン広場に面して観客席を整備し、観客席には底(B種膜材以上)を全面に設けるものとし、観客用座面の材質は、防錆性に優れ、メンテナンスが容易な樹脂製とすること。	(a) メイン広場に面して観客席を整備し、観客席には底を全面に設けるものとし、観客用座面の材質は、防錆性に優れ、メンテナンスが容易な樹脂製とすること。 <u>底は性能のうち、耐久性能及び防火性能はB種膜材以上とすること。なお、材質は膜材を基本とし、金属等の膜材以外の材質とする場合は、B種膜材以上の耐久性能及び防火性能、膜材のような意匠への配慮を有すること。</u>												
7	○			43	第2章	第4節	2	(1)	イ				イ 庭球場	(g) LED夜間照明を整備し、レクリエーションレベルⅢ(地表面で200lx以上)の照度とすること。ただし、周辺住宅へ光が漏れることを極力低減させる灯具(遮光板の設置等)を選定すること。 <u>なお、管理事務室により集中管理できるようにすること。</u>	(g) LED夜間照明を整備し、レクリエーションレベルⅢ(地表面で200lx以上)の照度とすること。ただし、周辺住宅へ光が漏れることを極力低減させる灯具(遮光板の設置等)を選定すること。 <u>なお、照度以外の基準(グレア値、均斉度等)については、ナイター競技に支障の無い照明を計画すること。また、照明は、管理事務室により集中管理できるようにすること。</u>												

(仮称)那珂川市総合運動公園整備運営事業

要求水準書 新旧対照表

No	本編	添付資料	閲覧資料	頁	第1章	第1節	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目等	修正前	修正後
8	○			43	第2章	第4節	2	(1)	ウ				ウ フレキシブルコート	(a) 「テニスコートの建設マニュアル(日本テニス協会)」、「屋外体育施設の建設指針(日本体育施設協会)」及び「アスファルト舗装要綱(日本道路協会)」の基準等に基づき、硬式テニス・ソフトテニス公式2面の庭球場(砂入りの人工芝パイル)を整備すること。なお、 <u>利用可能な競技は、テニス、フットサル、3on3、ハンドボールを必須とし、その他様々な競技の練習や試合を行うことができるものとする。なお、3on3に関しては、フレキシブルコート以外の本施設内(駐車場等)において練習や試合を可能とする計画は妨げないものとし、当該計画とする場合はフレキシブルコートの利用可能な競技から除くことを可とする。</u>	(a) 「テニスコートの建設マニュアル(日本テニス協会)」、「屋外体育施設の建設指針(日本体育施設協会)」及び「アスファルト舗装要綱(日本道路協会)」の基準等に基づき、硬式テニス・ソフトテニス公式2面の庭球場(砂入りの人工芝パイル)を整備すること。なお、 <u>利用可能な競技は、テニス、フットサル、3on3、ハンドボールを必須とし、その他様々な競技の練習や試合を行うことができるものとする。なお、3on3に関しては、フレキシブルコート以外の本施設内(駐車場等)において練習や試合を可能とする計画は妨げないものとし、当該計画とする場合はフレキシブルコートの利用可能な競技から除くことを可とする。</u>
9	○			43	第2章	第4節	2	(1)	ウ				ウ フレキシブルコート	(e) <u>屋根の膜材はB種膜材以上とすること。</u>	(e) <u>屋根の性能のうち、耐久候性能及び防火性能はB種膜材以上とすること。なお、屋根の材質は膜材を基本とし、金属等の膜材以外の材質とする場合は、B種膜材以上の耐久性能及び防火性能、膜材の</u> <u>ような意匠への配慮を有すること。</u>
10	○			44	第2章	第4節	2	(1)	ウ				ウ フレキシブルコート	(j) LED夜間照明を整備し、レクリエーションレベルⅢ(地表面で200lx以上)の照度とすること。ただし、周辺住宅へ光が漏れることを極力低減させる灯具(遮光板の設置等)を選定すること。なお、 <u>管理事務室により集中管理できるようにすること。</u>	(j) LED夜間照明を整備し、レクリエーションレベルⅢ(地表面で200lx以上)の照度とすること。ただし、周辺住宅へ光が漏れることを極力低減させる灯具(遮光板の設置等)を選定すること。なお、 <u>照度以外の基準(グレア値、均斉度等)については、ナイター競技に支障の無い照明を計画すること。また、照明は、管理事務室により集中管理できるようにすること。</u>
11	○			44	第2章	第4節	2	(1)	エ				エ 弓道場	(d) 矢場、的場のほか、矢取道(屋根付き)、審判席、道具室等必要な諸室を設けること。なお、弓道場は観客席等と合築することを可能とするが、すべての利用者が利用しやすい配置計画とすること。なお、合築する場合は各要求水準に満たす諸室を整備すること。ただし、各施設で重複する諸室は各要求水準を満たすことを前提に、1室にまとめて計画することも可とする。	(d) 矢場、的場のほか、矢取道(屋根付き)、審判席、道具室、トイレ、控室、更衣室を必須とし、その他必要な諸室を設けること。なお、弓道場は観客席等と合築することを可能とするが、すべての利用者が利用しやすい配置計画とすること。なお、合築する場合は各要求水準に満たす諸室を整備すること。ただし、各施設で重複する諸室は各要求水準を満たすことを前提に、1室にまとめて計画することも可とする。
12	○			46	第2章	第4節	2	(1)	オ	(キ)			(キ) 倉庫	(a) 倉庫は1階に配置し、庭球場・フレキシブルコート等からの備品の搬出入を想定した位置に配置すること。なお、庭球場、フレキシブルコート周辺に別棟で倉庫を配置することも可能とする。	(a) 倉庫は1階に配置し、庭球場・フレキシブルコート等からの備品の搬出入を想定した位置に配置すること。なお、庭球場、フレキシブルコート周辺に別棟で倉庫を配置することも可能とし、 <u>外部収納が一般的なもの(サッカーゴール等)は倉庫内への収納を必須とはしないが、収納場所を固定するなど景観に配慮すること。</u>